

南城市

文化部活動等の在り方に関する方針

令和 5 年 1 月
南城市教育委員会

目 次

本方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	5
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	7
6 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて	8
終わりに	11

- 【資料1】文化部活動の位置づけ
・中学校学習指導要領 平成29年3月(抜粋)
- 【資料2】学力向上推進本部会議からの提言
・学力向上推進本部会議からの提言(平成29年9月)

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、義務教育である中学校段階の文化部活動※1を主な対象とする。
 - ・ 小学校段階においても、同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。
- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 南城市教育委員会は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁)」に則り、本方針を参考に、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

－＋－

※1 いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動(以下「芸術文化等の活動」という。)を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本方針に先行して運動部方針が策定されていることから、本方針の対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 南城市教育委員会は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁)」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」等に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 南城市教育委員会は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う※2。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員※3の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 南城市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う※4。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る※5。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、

生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 南城市教育委員会は、文化部活動の指導者(顧問、部活動指導員や外部指導者等)を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 南城市教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」※6を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

－＋－
※2 これらの方針については、負担軽減の観点から、既に作成している「運動部活動等の在り方に関する方針」と合わせて、部活動全体に係るものとして作成することも可能である。

※3 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

※4 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」において、部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。」と示されている。

※5 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じ、特に、新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。

※6 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○ 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 文化部活動の指導者は、関係団体等※7が、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のため作成する指導手引（レベルに応じた 1 日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

－＋－

※7 文化部活動に関わる各分野の関係団体。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする※8 9。

○ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 市町村教育委員会は、1(1)の掲げる「設置する学校に係る文化部活動の3適切な休養日等の設定方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 小学生が加入して行われる芸術文化等の活動においては、中学校の前段階となる小学校児童の発達の段階を考慮し、上記アにある休養日の設定、活動時間の基準を踏まえた活動となるよう留意する。

－＋－

※8 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」においては、「一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試にお

ける部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。」や「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。」が示されている。

※9 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の一週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。)

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる¹⁰。

イ 南城市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長

期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

(2) 地域との連携等

- ア 学校の設置者及び校長は、家庭の状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- イ 学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する※11。
- ウ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

－＋－

※10 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

※11 芸術文化等の活動を行うにあたっては、防音室や実験室など活動内容に適した場所や、楽器や実験器具など活動内容に不可欠な用具が備わっていないと活動自体が実施できないものがあることから、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しめるよう配慮する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 南城市教育委員会は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等

や地域の行事・催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事・催し等の数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、沖縄県中学校文化連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事・催し等を精査する。

6 体罰(暴力・暴言)・ハラスメントについて

(1) 体罰とは

体罰とは、学校教育法との関係で、教師(指導者)が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為といわれている。

しかし、体罰に教育的効果はなく、加えてはいけなため「暴力・暴言」として認識すべきである。

懲戒はあくまでも教育上の目的に応じた教育作用として行われるものである。また、懲戒は児童生徒の教育を受ける権利を制限することもあるため、懲戒行為は慎重に行わなければならない。

学校教育法第 11 条 校長及び教員は、教育 1 上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

ア 体罰(暴力・暴言)はどんなときに行われているか

団体行動を求められ、時間で動かされているなど、個人よりも集団が優先されていたりする場合に多く発生する。

- 児童生徒の言動に反射的に起きた私的感情を抑えきれなかったとき。
- 何度も同じ事を繰り返し言ったり確認したりするのに、指導者の指示通りに動かず、カーッとしたとき。
- 指導者が指示したことに対して児童生徒が口答えするなど反抗的な態度をとったとき。
- 指導者と児童生徒の人間関係がうまくいっていないとき。
- 指導者の体調不良や機嫌が悪いとき。

イ 体罰(暴力・暴言)では教育はできない

- 体罰(暴力・暴言)は違法な行為であり、人権侵害である。体罰(暴力・暴言)は、学校教育法第 11 条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものである。体罰(暴力・暴言)はどのような理由からも正当化できない。
- 体罰(暴力・暴言)は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、指導者や学校への信頼を失わせる。体罰(暴力・暴言)の多くは指導者が一時的感情にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感を持ち、指導者や学校への不信感を抱くことになる。

- 体罰(暴力・暴言)には、教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と指導者の信頼関係をこわし、それまでの指導者の努力がすべて水泡に帰すことになる。
- 体罰(暴力・暴言)は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。体罰(暴力・暴言)は成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある指導者が、児童生徒に暴力肯定の考え方を持たせてしまうことにつながる。また、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

ウ 指導の成果を性急に求めない

- 授業や生徒指導、部活動を行っているとき、指導者は児童生徒との間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある指導者は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を性急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

エ 体罰(暴力・暴言)により失われるもの

- 体罰(暴力・暴言)は、児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとともに、体罰(暴力・暴言)によって多くのものが失われる。

- ・指導者、学校に対する児童生徒や保護者の信頼。 ・児童生徒の人間的誇り。
- ・児童生徒の自ら考える力。 ・児童生徒が自ら成長しようとする意欲。
- ・児童生徒の意欲。 ・児童生徒の豊かな心の育成。 ・学校の明るさやなごやかさ。

これらが失われると、児童生徒は次のような行動をとる傾向が強くなる。

- ・主体的に思考し行動することが、できなくなる。
- ・指導者が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる。
- ・指導者の指導に素直に従わなくなる。
- ・暴力・暴言を認め、力によって物事を解決するようになる。
- ・指導者に対する不満をいじめに転嫁するようになる。
- ・指導者に本当のことを言わなくなり、裏表のある行動をとるようになる。

(2) ハラスメントとは

ア 「パワーハラスメント」

一般的に、パワーハラスメントは、権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。職権を背景に、本来の範疇を越えて、継続的に人格と尊厳を傷つけることをいう。

部活動においては、自分のキャリアを背景に指導者から部員、指導者から同じ部活動の他の指導者などのケースに対しても起こりうる。

パワーハラスメントは許されない行為であり、パワーハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢を持つことが大切である。

○ 部活動におけるパワーハラスメントの例

- ・頻繁に怒鳴りつけられたり、叱責されたりする。

部活動中の指導において、頻繁に怒鳴りつけたり、過剰にストレスを与えるような言動は、パワー

ハラスメントになる。

- ・「辞めれば?」「死ね!」などと頻繁に言われる。

大声で怒鳴らなくても精神的に追い込むような言動は、パワーハラスメントになる。

- ・部活動中の行動を細かくチェックされるなど必要以上に干渉されたり、無視されたり、他の部員と比べて明らかに違う場合は、パワーハラスメントになる。
- ・物を投げつけられたり、殴られたりする。この場合はパワーハラスメント以前に傷害罪などになる。

○ 部活動におけるパワーハラスメント防止のためのチェックポイント

- ・指導者一人一人が、身近な言動を見直し、お互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。(しない、させない、見逃さないという部活動環境づくり)
- ・不快にさせる言動に対し、指導者としてふさわしい判断基準を身につけさせる。
- ・指導者として、児童生徒、保護者等の反応を敏感に察知するとともに、お互いが気軽に意思表示できる環境をつくる。

イ「セクシャル・ハラスメント」

一般的に、学校教職員(指導者)によるセクシャル・ハラスメントとは、児童生徒や職場の同僚の意に反した性的な性質の言動を行い、それによって、児童生徒に学校生活を送る上で一定の不利益を与えたり、あるいは、職場の同僚に職務を遂行する上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって、就学環境・職場環境を著しく悪化させることである。

セクシャル・ハラスメントは許されない行為であり、セクシャル・ハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として 1 受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢をもつことが大切である。

○ 認識の重要性

指導者は、セクシャル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- ・お互いが人格を尊重し合うこと。
- ・相手(児童生徒等)を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- ・性別による優劣の意識をなくすこと。

○ 基本的な心構え

- ・親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ・児童生徒やその保護者、他の教職員等との関係にも注意しなければならない。
- ・セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に関わる大きな問題であり、被害者にとっては身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残ることになる。

終わりに

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- 今後、学校における文化部活動が、社会のさまざまな変化にも対応しながら、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りつつ、関係者が一体となり、地域、学校、芸術分野等に応じた多様な形で最適に実施されていくことを望むものである。

【参考】

文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月文化庁)
文化部活動等の在り方に関する方針(平成31年4月 沖縄県教育委員会)

【資料1】文化部活動の位置づけ

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意する」ことを明示しています。

中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【資料2】学力向上推進本部会議からの提言

義務教育課学力向上推進室が開催する、沖縄県学力向上推進本部会議からの提言の3(3)において、小学校のスポーツ少年団及び中学校の部活動における適正な活動時間と休養日の設定について明示している。

提言



沖縄県学力向上推進本部会議からの提言

～子供達に「確かな学力」を身につけさせよう～

平成29年9月

義務教育課学力向上推進室

本年度より、学力向上主要施策「学力向上推進プロジェクト」がスタートしました。本県幼児児童生徒の学力を全国水準に高めるよう、学校・家庭・地域・行政が連携した取組を推進していきましょう。

3 体力向上および部活動の充実と適正化の推進

人としての活動は、体力・知力・気力が一体となって行われます。その人間の源であり、「生きる力」の重要な要素である体力を以下の取組を通して向上させていきましょう。

(学力向上推進プロジェクト：方策1, 4)

(1) 生涯にわたって運動・スポーツを愛好していく意欲を育てる体育授業の工夫改善

生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成する体育・保健体育の授業を工夫改善し充実を図りましょう。

(2) 各学校における「一校一運動」の充実を図る

各学校において、「徒歩登校の奨励」や「朝のスポーツ活動」「校庭へのサーキットコースの設置」等、体育の授業以外で体を動かす機会を設け、日常的に運動に親しむ習慣・環境づくりに取り組みましょう。

(3) 部活動(スポーツ少年団等の活動を含む)の充実と適正化を図る

部活動等を通して、子供達の学習意欲、責任感、連帯感を育成する観点から加入率を高めるとともに活動の充実を図りましょう。

また、健全な心身の成長を促進する観点から、活動時間を適正化し、毎月第三日曜日の「家庭の日」に加え、小学校は平日2日以上と土・日曜日いずれか1日、中学校は平日1日と土・日曜日のいずれか1日を休養日に設定しましょう。